

# 令和3年第2回定例会

( 第3日 )

令和3年6月15日

令和3年第2回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和3年6月15日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- |              |         |
|--------------|---------|
| 市 長          | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長        | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長        | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長   | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長      | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員       | 鳴 海 和 正 |
| 総務部長兼健康福祉部理事 | 對 馬 謙 二 |
| 総務部総務課長      | 佐 藤 崇   |
| 企画財政部長       | 西 谷 司   |
| 市民生活部長       | 一 戸 昭 彦 |
| 健康福祉部長       | 工 藤 伸 吾 |

尾上総合支所長	工 藤 敢 司
経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋 藤 茂 樹
教育委員会事務局長	三 上 裕 樹
平川診療所事務長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	今 井 匡 己
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	藤 木 遥 奈
主 事	對 馬 賢 也

**○議長（福士 稔議員）** 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常に、マスク等の着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第4席から第6席までを予定しております。

第4席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

**○5番（工藤貴弘議員）** おはようございます。ただいま議長より一般質問を許されました第4席、議席番号5番、誠心会の工藤貴弘です。通告に従いまして、順次質問してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1. 成人式についてお尋ねします。

御承知のとおり、当初1月に開催する予定でありました令和2年度平川市成人式は、直前になって弘前保健所管内で県内初となる高校クラスターの発生により、8月14日に延期されたところでです。

昨年末の本市新型コロナウイルス対策本部において、延期を決定してからこの方、我が国の新型コロナウイルスの蔓延は日を追うごとに深刻さを増していき、特に感染の脅威にさらされている東京都や大阪府を含む大都市圏を中心に、二度にわたって緊急事態宣言が発令され、現在も継続中であり予断を許さない状況にあります。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象ではないものの、県内はもとより本市を含む弘前保健所管内においても、加速度的に感染が拡大しており、先月末には、陽性患者による病床の使用率が弘前保健所管内では84%、県全体としても約49.8%まで伸び、国が示す指標の爆

発的感染拡大であるステージ4に迫るなど、医療提供体制が機能不全に陥りかねない状態でした。

このような中で、本市では昨年に引き続いて、ねぶたまつりやさくらまつりをはじめとするイベント等の中止やその規模縮小を余儀なくされ、ワクチン接種に希望を託しながら、市民と共に今も感染拡大防止に取り組んでいるところです。当然のことながら、8月に延期した成人式も感染状況によっては、その開催が危ぶまれるところであり、当の新成人やその御家族からも、式典が感染拡大の要因となってしまうのではないかという不安の声や、参加者には進学や就職等による県外在住者が対象に含まれることから、感染拡大の引き金になりかねないと懸念を示す市民もいます。

しかしながら、成人式は我が子や孫の門出を祝うとともに、自ら成人としての自由と責任を自覚する重要な式典です。さらには共に学び、遊び、成長してきた仲間やお世話になった恩師との再会の場であり、そしてふるさとに思いする絶好の機会であると私は考えます。新成人からは不安を抱きながらも式典の開催を強く望む声があり、私としてもできる限りの感染防止対策を施しながら、コロナ禍の閉塞感の中で耐えしのんできた若者を、全ての市民が心から祝福できる体制を整えた上で、成人式を開催すべきとの立場で、市の見解をただしていきます。

①令和2年度平川市成人式について、まず、イ. 新型コロナウイルス感染予防対策等についてお尋ねします。

感染状況が全国的に悪化している中で、成人式を開催するに当たり、具体的にどのような感染予防対策に取り組んでいくのか、市の方針をお示してください。

次に、ロ. 8月開催予定の成人式が開催できなかった場合の対応についてお尋ねします。

当然ながら新型コロナウイルスの感染状況によっては、8月14日の成人式が開催できないことが想定されます。開催できなかった場合、令和2年度の成人式は中止とするのか、それとも再延期とするのか市の方針をお知らせください。仮に再延期となった場合、既に県内では三沢市や東北町が、県外でも大阪市をはじめとする多くの自治体で、ワクチン接種が市民に広く行き届く時期を見込んで冬以降の開催を決定しています。そうなった場合、式典の日程をいつ頃に設定するのか市の見解をお示してください。

次に、②成年年齢の引下げに伴う成人式の在り方についてお尋ねします。

令和4年の4月より民法上の成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、式典を主催する全国の自治体で成人式の在り方が検討されています。特に、式典の対象者の年齢を現行の二十歳のままにすべきか、成年年齢と同様に18歳に引き下げるべきかその対象年齢が争点に挙がり、私も令和元年の6月議会において市の見解をただしたところです。当時の教育長の答弁では、対象者の年齢について18歳を対象とした場合には、受験や就職等の人生の転機に差しかかることなどから、現行のまま二十歳を対象とした式典を1月に開催することが望ましいとする旨が示され、令和4年度の開催までに当事者である実行委員や保護者を対象にした意識調査を実施した上で決定するとのことでした。

ちなみに、国が1月に示した最新の調査では、既に成年年齢引下げ後の対象年齢を確定している自治体の大多数が、二十歳での式典開催を継続し、18歳及び19歳を対象に挙行するところはありません。県内で対象年齢を確定させている黒石市と深浦町も同様で

す。

私も当時の教育長と同様の考えであり、成年年齢の引下げを来年度に控えている中で早めに結論を出しても差し支えない案件だと思っておりますが、成人式の在り方に対する意識調査はどのように行い、どのような結果であったのかお知らせください。あわせてその結果を受けて、成年年齢引下げ後の成人式は何歳を対象に開催するのか、市の見解をお示しください。仮に意識調査を実施していないのであれば、いつどのように実施するのかお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 教育長、答弁願います。

**○教育長（須々田孝聖）** 令和2年度平川市成人式についての新型コロナウイルス感染予防対策等についてお答えいたします。

基本的な感染症対策として、検温の実施、マスクの着用、手指の消毒、人と人との距離の確保を徹底いたします。

会場については、例年同様文化センターとしておりますが、座席については1席空けて座っていただくこととしております。ロビー等での密集を回避するため、受付を氏名の聞き取り方式から入場券の提出方式へ変更し、受付時に対面とならないようにいたします。また、例年、個人の記念撮影用のため金びょうぶを設置しておりますが、人が密集することから設置しないことといたします。

出席者については、来賓、恩師、保護者等の出席を制限し、最小限の人数にとどめることとしております。また、出席できない新成人や保護者等のため、式典の様子を動画配信していく予定にしております。式典内容については、国歌斉唱をCD音源対応に変更いたします。また、笑いや歓声が起こる恩師のビデオレターを取りやめ、しおりにお祝いメッセージを掲載することといたします。現時点では、このような対策をとることとしておりますが、今後の状況に応じて対策の追加、変更を加え、感染予防対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8月開催予定の成人式が開催できなかった場合の対応についてですが、最近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や成人式実行委員の意見、また県からもイベント・行事等について再検討を求められていることから、8月に開催することは難しいと判断しております。しかしながら、成人式は節目を祝う大切な式典であることから、再延期したいと考えております。再延期の時期については、議員から御指摘のあったワクチンの接種状況の見込みや、対象者が出席しやすい時期も含め総合的に判断し、12月最後の日曜日である12月26日に開催したいと考えております。

なお、本日発行の広報ひらかわ6月号では、成人式を8月14日に開催するとの記事になっておりました。担当課が広報ひらかわの原稿締切り後に、日程の再延期を決定したことから、掲載記事の修正ができないと認識していたもので、今回広報ひらかわを配布する際、成人式の再延期についてのお知らせを同時に回覧し、成人式が12月26日に再延期したことを周知することといたしました。出席を予定されていた成人の皆様、それから家族の方々には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢については、新成人同窓会等支援事業費補助金を交付した同窓会等の参加者に対しアンケート調査を行いました。令和2年度は同補助

金事業を実施できなかったため、回答は令和元年度分のみであります。回答44件のうち42件が二十歳での開催が望ましいとの意見でした。

令和2年3月に国が取りまとめた報告書によると、調査時点で方針を決定していた市区町村のうち、二十歳を対象としたところが91%という結果が出ております。二十歳を対象とする主な理由は、18歳での実施は受験や就職活動の時期と重なるということです。18歳を対象とする主な理由は、民法の年齢が18歳に引き下げられたからでありました。

また、世論調査において二十歳の方を対象に実施するのがよいと回答した割合は、当事者世代である16歳から22歳までの方たちの回答では71.9%、保護者世代である40歳から59歳までの回答では55%でありました。

これらのことから二十歳での開催が望ましいのではないかと考えます。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** ①口の再延期するか中止するかということは、再質問いたしませんので、まず意見を述べさせていただきます。

12月26日にやるということでした。そしてワクチン接種が広く行き届いている。そして参加しやすい時期ということで、多くの自治体が再延期、冬に決めてる中で、年末かあるいは1月の成人式の3連休に決めているので、私もそれに異論はありません。再々延期にならないことを祈りながら、私も感染拡大、感染の蔓延の要因とならないように気を引き締めて生活を送りたいと思います。

では①のイの再質問に移ります。先ほど教育長からは基本的な感染症対策として、マスク、消毒、そして三密を避けるための様々な手だてを講じていて、今後いろいろな意見を聴取しながら、追加あるいは変更を実施していくということでした。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、県内自治体の例を挙げると、弘前市では、例年開催している市民会館のおよそ3倍の人数を収容できる県立武道館への会場変更。そして青森市では、通常2会場で行っていたものを市内19の中学校とアウガに計20会場への分散。そのほかの自治体でも、会場は同じでも複数回に分けて開催するなど、三密を回避するための対策が取られていますが、本市でも同様の措置を取る考えはあるのか見解をお示してください。

**○議長（福士 稔議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（三上裕樹）** 成人式開催における会場の変更や分散開催などの感染拡大防止対策については、本市においても、ドリームアリーナでの開催や、生涯学習センターなどの複数の会場での開催も検討いたしました。駐車場の狭いこと、ステージの大きさや音響設備が不足していることなど多くの課題があったことから、例年の会場である文化センターで開催することといたしました。文化センターにおいても、1席空けて座席を確保することが可能でありまして、十分な感染防止対策が図られると判断しております。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 本市でもドリームアリーナとか、いろいろな大きな会場、あるいは、複数回に分けてという議論があったそうですが、駐車場や音響の関係から、当初の予定どおり文化センターにすると。確かに文化センターは収容人数692人で、令和2年度の平川市の成人式の対象者は348人ということでした。実際参加する人数というのは、

例年、通常のときであっても少なくなっていくわけですし、コロナに対する危機感というのもあって、さらにさらに減っていくと思います。座席を空けたり来賓の数を減らしていくので、私はこの文化センターのホールで実施するというのは賛成したいと思います。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、民間のPCR検査や抗原検査を受けることを成人式の出席要件とし、その費用も負担する自治体が見受けられます。県内自治体の例を挙げると、既に東通村と蓬田村ではPCR検査を受けて式典を開催し、むつ市など追随する予定の自治体がございます。抗原検査についても東北町で予定されているところです。本市でも同様の措置を取る考えはあるのかお知らせください。また、このような検査が安全性を担保できる感染予防対策であるのか市の見解をお示してください。

**○議長（福士 稔議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（三上裕樹）** 成人式出席者に対するPCR検査等についてでございます。成人式の直前に一斉に検査を実施し、検査結果が得られるのであれば有効な対策と考えられますが、民間の検査キットを用いた検査となると、対象者全員の検査日を式典の直前に設定することは困難であると思われまます。

検査日と式典の間が空いてしまう場合、検査後の感染も考えられるため、安全性を担保できるとは言えないと考えておりますので、本市においては、PCR検査等を出席要件とする考え、また、検査費用を負担する考えはございません。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 今回質問するに当たって、いろいろな人からお話を聞いたんですけども、他の自治体ではこうした検査をやっているの、それが陰性証明として、これをやってもいいんじゃないかというお話を聞きましたけども、今の教育委員会事務局長の答弁にもあるように、必ずしも検査日と出席する日までに、いろいろな行動が起こり得るというわけで、完全な陰性証明とはならないし、それが感染予防対策にならないと私も思っております。

とにかく気をつけるのは、おのおのが自覚を持って日々の行動を律していくことなんだと思っております。そして、ワクチンの接種もどうなるか分かりませんが、国はにわかに11月までというふうに希望する人の接種が終わらせられるようにという指示を出しております。どこまでできるか分かりませんが、ワクチンの接種を推進していくことが、現状では一番の感染予防対策になるんじゃないかなと思っております。

また再質問します。冒頭でも申し述べましたが、成人式の開催に当たって他の都道府県からの人流を避けることはできません。そして、県内であっても感染が流行している地域からの人の往来に忌避的感情を抱く方が多いと感じるところです。

人流にかかる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組として、例えば新潟市では、成人式のおおむね2週間前から新潟県内に在住し、その間、県外との往来がなく、かつ、発熱・体調不良のない方を参加要件に明記していましたが、本市でも同様の措置を取る考えはあるのかお知らせください。

また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に在住する式典参加対象者を制限するのか、市の見解をお知らせください。



○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 当市においては、2週間前から来県することを条件とすることは考えておりません。ただし、2週間前から各自で健康管理をしていただき、発熱や体調不良があった場合は、出席を取りやめていただくようお願いをする予定です。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域からの出席については、県から対象地域との往來を控えるよう要請が出ていることから、制限せざるを得ないと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 2週間前の行動制限は求めないと。ただし、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置が出た地域からの参加者は制限せざるを得ないと。こうしたものは、例えばですけども、爆発的に感染している地域から成人式に出たいから来ましたよと。そうした人を会場ではじく、受付するのでできるんでしょうけども、そういう措置になるのかちょっと詳しくお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） それについては、事前に申込み制の形にして、そういうふうな制限を設けますとお知らせする形で今は考えております。今後どういう形になるのか含めてまた調整を進めていきますが、現時点ではそういうふうな考えでございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 案内の時点でそういうことを明記すると。多分メールとかそういうふうにやっていけば、直前になったとしても連絡が取りやすいと思いますので、そうした点も常に検討されていると思いますけども、対処していただきたいなと思っております。

感染症対策100%というのはないのでですけども、成人式をぜひ開催してほしいという新成人の方からの要望がありました。開催できるのであれば、延期したとしても全然構わないと。私としても同じ気持ちですので、早くこのコロナの騒動が収まって、新成人の方、そして御家族、市民の方が笑顔で成人式の日を迎えられることをお祈りしたいと思います。

次に②の再質問に移ります。先ほど教育長からは、二十歳の開催が望ましいという御発言がありました。成年年齢の引下げに伴って式典の対象となる年齢のほか、その名称変更の是非も議論の対象に挙げられているところです。仮に現行のまま二十歳を対象年齢とした場合には、実際の成年年齢と式典の名称とにそごが生じるからです。

かねてから成年年齢引下げに伴う成人式の在り方について、議論を進めていた京都市では、既に平成30年の時点で対象年齢を二十歳とし、かつ式典の名称も「はたちの集い」と改めています。ほかの自治体でも式典の名称を改めるところが増えつつあります。

そのような実情もあり、令和元年6月議会に式典名を改称すべきとの立場で質疑しました。当時の教育長の答弁では、令和4年度以降の成人式について、仮に二十歳に式典を開催する場合の名称については、令和4年度の開催までに決定することでしたが、現状のままとするのか、変更するのか市の見解をお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 成人式の名称についてお答えいたします。仮に二十歳を対象とした式典を開催する場合においては、対象者を明確にする必要があることから、「はたち」などの文言を用いた名称に変更する必要があると考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） では具体的に名称を変更するプロセスというか、手続について、どういうふうに進めていくのかお答えください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 担当課のほうで、実行委員会をこれからまた募集いたしますので、そちらの方たちと話し合う場をつくりながら、いい名称にしていければと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 当時者の実行委員会の方々の意見を参考にしながら、いい名称になればいいなと私も思います。この質問はこれで終わります。

次に、2. ヤングケアラー支援についてお尋ねします。質問するに当たり、ヤングケアラーとはどのような概念であるのか、またヤングケアラーを取り巻く状況について、非常に簡単ではありますが説明させていただきたいと思っております。

現状、ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、国のプロジェクトチームに有識者として参画している一般社団法人日本ケアラー連盟によりますと「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。」とのことです。

家族のケアにかかる負担が過度になると心身に不調を来したり、それが悪化すると遅刻や早退、果ては不登校になってしまうなど、学業やその先の進路に重大な影響を与えることが指摘されています。ヤングケアラーに対して喫緊の支援が必要と判断した政府は、3月に厚生労働省と文部科学省による合同プロジェクトチームを発足させました。全国の中高生を対象に実施した実態調査や有識者の意見を踏まえながら、5月には支援策を盛り込んだ報告書を取りまとめ、この夏に策定される政府の骨太の方針に反映させ、ヤングケアラーの早期救済に取り組み始めたところです。後ほど詳しく触れますが、実態調査によると、中学2年生の5.7%がヤングケアラーであると報告されています。

私が議員になってから、当事者もしくはその周辺の人から相談を受けたことはありませんが、自分の人生を振り返ってみると、ひょっとすると彼はヤングケアラーだったかもしれないと思当たる節があります。実際のところは分かりませんが、調査結果を考慮すれば、平川市にもヤングケアラーが存在して、今まさに思い悩んでいるかもしれないという懸念がございます。

たとえ子供であったとしても、助けを必要とする家族をいたわり、家庭を支えること、それ自体はとても尊い行為だと思います。しかし、未来ある子供たちが自らの健康を害し、自分らしく生きることや夢を犠牲にしてまで献身することが、健全な社会であるとは思えません。

ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や独り親家庭の増加という社会問題があり、また、支援の手を差し伸べようにも福祉、医療、介護、教育などの諸課題が複雑に絡み合うことから、一筋縄でいかないことは確かであるだろうと私も思います。しかし、自分の力だけではヤングケアラーの呪縛から解き放たれることは困難であり、そうした子供たちを誰一人取り残さず救い上げることこそが、社会の責務であると私は信じます。

以上を踏まえながら、本市がヤングケアラーの問題解決に際し、どのように取り組んでいくのか質問していきます。

まず、①実態についてお尋ねします。ヤングケアラーは喫緊に解決すべき課題の一つであると考えますが、市長と教育長はこの問題をどのように認識し、そしてまた、解決すべきと考えているのか御見解をお示してください。

次に、②認知度向上についてお尋ねします。近年、国会や地方議会のテーマとしてしばしば取り上げられ、また、社会問題としてマスコミが報じる機会が増えてきているものの、ヤングケアラーそのものの名称や概念に対する認知度は、決して高いものではありません。国の調査報告書によると、学校における認知度は、「言葉を知らない」及び「言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない」を合わせると約4割を占めるほか、当事者であるかもしれない中高生に至っては、その8割がヤングケアラーという名称すら知らないと回答しています。

また、ヤングケアラーが家庭内のデリケートな問題であるがゆえに、本人や家族に支援が必要であるという自覚が希薄であり、事態が表面化しにくい構造があります。適切な支援につなげるためには早期発見が必要であると考えます。そのために、まずは社会全体での認知度の向上が不可欠であり、子供たちはもとより、福祉、医療、教育、介護に携わる関係者をはじめとする、あまねく市民への周知と広報、そして実務者には研修が重要であると考えますが、本市はどのように取り組んでいくのかその方針をお示してください。

次に、③支援についてお尋ねします。5月に国のプロジェクトチームが取りまとめた報告書によると、ヤングケアラーを支援するために今後取り組むべき施策として、早期発見と把握、悩み相談や関係機関連携などの支援策の推進、社会的認知度の向上が掲げられています。

具体的な支援メニューは、国の骨太の方針の策定後に、地方自治体や関係団体と連携しながら肉づけされていくものと考えますが、現状として本市がヤングケアラーに対してどのような支援を講じることができるのかお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 工藤貴弘議員御質問のヤングケアラー支援についての御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについては、これまでは各家庭内の事情であり、本人や家族にもその自覚がないため、表面化されてこなかったものと認識しております。そのため、社会的にも認知度は高いと言えず、子供はもとより大人であっても問題意識が希薄であることが現在の状況であることから、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点を中心として、これらの組織を構成する関係機関とさらに連携強化することで、早期発見、課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、認知度向上についての御質問についてであります。国では令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催などを通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中・高校生の認知度5割を目指すとしております。

当市でも国と歩調を合わせ、市民に対して広報紙等での周知を行うとともに、問題解消に取り組む市内関係機関及び市職員に対して行う研修のテーマの一つとして取り上げ、認知度向上を図っていきたいと考えております。

支援についての御質問は、後ほど健康福祉部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 教育長。

**○教育長（須々田孝聖）** 私からもヤングケアラー支援の御質問についてお答えいたします。

市長の答弁のとおり、未来がこれまで以上に予測しにくくなった今日、当市の子供たちにおいても、このようなヤングケアラー問題は、いつでもどこの家庭においても起こり得る問題であると言わざるを得ません。

議員御指摘のとおり、この問題については教育委員会としても喫緊の課題と捉え、これまで以上に健康福祉部との連携を強化しながら、児童生徒のささいな変化について、アンテナを高くし、置かれている家庭環境の様子をうかがう役割を担っていきたいと考えております。

次に、認知度向上についてであります。各小・中学校での対応としては、当市の生徒指導推進協議会における生徒指導の中核となる教職員に向けて、研修機会の充実を図りたいと思います。また、学校便り等によって、家庭に周知することが効果的であると考えておりますので、今後学校への指導を進めてまいります。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 私から、支援についての御質問にお答えいたします。

当市がヤングケアラーに対して行うことができる支援といたしましては、各家庭における現状を的確に把握し、市が実施している、介護サービスや障がい福祉サービス、養育支援訪問事業などにつなげるほか、市が把握している各種サービスを紹介し、適切な支援につなげていくこととなります。そのためにも、認知度の向上に努め、関係機関との情報の共有を行ってまいります。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** ②認知度向上については再質問しませんので、まず意見を述べさせていただきます。国と歩調を合わせながら広報を徹底し、関係機関や市職員の研修もメニューに盛り込んでいくという市長部局の答弁でありました。そして教育長部局では、中核となる教職員の方、あるいは、家庭へお知らせを流し、認知度を高めていくとのことでした。ぜひともそのように取り組んでいただいて、ヤングケアラーの認知度を高め、そして、誰であっても気づいて支援につなげていけるような環境構築に取り組んでいただきたいと思っております。

①の再質問に移ります。先ほど市長と教育長からヤングケアラーに対する認識、そして、それぞれの立場からできることを答弁いただきました。ぜひ一生懸命取り組んでいって、喫緊の課題であるこのヤングケアラーの問題解決に励んでいただければと思いま

す。

国は昨年12月から本年1月にかけて、全国の中学2年生約10万人と全日制の高校2年生約7万人に対して、ヤングケアラーに関する実態調査を実施したところです。

それによりますと、中学2年生では17人に1人の割合となる5.7%、全日制の高校2年生では24人に1人の割合となる4.1%が世話をしている家族がいるとの回答があり、クラスに1人から2人のヤングケアラーが存在することが推計されます。

数量データ的には、本市にもヤングケアラーが存在し得るものと私は考えますが、これまで本市において、ヤングケアラーと思われる事例を把握したことはあるのでしょうか。また、仮にいたとすれば、どのような支援が執り行われたのかお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 事例の把握についてお答えします。令和2年度に厚生労働省が全国の要保護児童対策地域協議会に対して行ったヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査においては、ヤングケアラーと思われる事例について、本市では把握していない旨回答したところであります。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 本市では、これまで把握されていないということでした。認知されていないので、当然そうなるんですけども、ひょっとしたらヤングケアラーに対する認知度不足とかが、その原因となっている可能性も否定できないのではないかと私は考えるところでございます。そして、もし発見した場合は、適切な支援につなげていただきたいと思っております。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えており、過度な家事や介護に従事していたとしても、親や祖父母やきょうだいを助けるためであることから、当事者や家族に公的な支援を必要とする自覚がない場合が多いと指摘されており、仮に自覚症状があったとしても、ドメスティックな事柄であるがゆえに、第三者へ相談することがはばかられ、事態が表面化しにくいということは先ほども触れました。

国のプロジェクトチームが取りまとめた報告書によると、ヤングケアラーを早期かつ手厚い支援につなげるために、より精度の高い自治体による実態調査の推進と支援に取り組むことを示していますが、本市は実態調査の実施に当たり、どのように対応するか方針をお知らせください。

また、国が先行して実施した調査では、対象者が全体の1割程度の中学2年生と高校2年生を対象にし、かつウェブ上での回答としたことによりサンプルが極めて少ないものでありました。市が実態調査をするとした場合には、どの範囲を対象とするのかお知らせください。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 実態調査の方針についてお答えいたします。きょうだいの送迎の常態化など、もしかしたらヤングケアラーなのではないかと周りが気づくようなケースがある一方で、社会的に容認される範囲内で行われる家事や介護の手伝いなどもあり、その境界線については明確とは言えません。よって、市が独自に調査するのではなく、実施方法及びその対象範囲などについては、国や県から示された方針に従い実施したいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 国・県と歩調を合わせるというような感じだと思います。実際どういった指示の下で、対象年齢とか、どういったアンケート内容にするかは、まだ示されていないので分かりませんが、この問題は中学生とか高校生だけではなく、ひょっとしたら小学生とかも対象となっている場合があります。ただし、小学生はアンケート内容に理解ができない場合があつて、これまで国や先進地で行われてきた調査では、小学生は対象に含まれていなかったはずで、そういった実情の問題もあるけれども、ヤングケアラーには小学生も対象になっている場合もあると思いますので、国や県から示された調査に小学生が含まれていないとした場合には、小学生も対象に含めるべきではないかというような検討を行っていただければ、私はいいのかなと思います。

③の再質問に移ります。ヤングケアラーを支援するに当たり、福祉・医療・教育・介護に携わる実務者がヤングケアラーを早期に発見し、必要とする支援に結びつけていくことが重要であると、再三再四申し上げております。行政においては部局横断的な連携が必要となってきますが、そのネットワークの構築に当たり、市はどのように取り組んでいくのか方針をお知らせください。

また、当事者が相談しやすい環境づくりは不可欠であると考えますが、子供たちや保護者が悩みを打ち明けやすく、福祉に結びつける役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置が市内の小・中学校に行き届いていないものと認識しています。本市では市内全ての小・中学校にスクールカウンセラーが配置・派遣されているものの、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣は小学校2校、中学校3校にとどまっています。厳密には役割が異なるので単純に比較してはならないのですが、児童生徒の内面にアプローチする点においては同様でありますし、ヤングケアラーが抱える問題の解決には、福祉部門の専門性にたけるスクールソーシャルワーカーが、より適切に対処できること私は思うのですが、その増員を検討するのか、市の見解をお示しください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤貴弘議員御指摘のとおり、ヤングケアラーの早期発見、早期支援については、関係機関の連携が必要不可欠であると考えております。

当市においては、福祉、介護、医療、学校等の関係機関で構成され、市が調整機関となっている要保護児童対策地域協議会及び子ども家庭総合支援拠点を中心となって、発見から支援まで取り組んでおります。

なお、事案を把握した場合、関係機関を集め、個別ケース検討会議に諮り、情報収集及び対応方針を検討することになります。その検討結果に基づき、市が調整機関としての役割を担い、関係機関がそれぞれの支援を実施していくこととなります。

市内の各小・中学校へのソーシャルワーカーの配置についての御質問については、教育長が答弁いたします。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 議員御指摘のとおり、児童生徒を取り巻く家庭の問題について、その環境改善を図るために、福祉に結びつける役割を担うスクールソーシャルワーカー、略してSSWと言いますが、この配置は、迅速な相談の実施や相談機会の充実に欠かせないものであります。

令和3年度のスクールソーシャルワーカーの配置については、県教育委員会から学校の規模などに応じ、市内13校中、小学校2校、中学校3校の計5校に定期的に派遣されており、定期派遣されていない8校につきましても、必要に応じて、緊急派遣を要請できる体制が取られていることから、現時点では増員は考えてございません。今後も教育委員会との一層の連携を推進することで、児童生徒を取り巻く環境改善への対応を進めてまいりたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 支援については、市長のほうから要保護児童対策地域協議会など、基本的には要保護児童対策地域協議会は児童虐待に対して組織されたネットワークですが、組織としてはかぶるような人たちが多く、そうした下地を生かしながら、ヤングケアラー救済という視点を持って、これからも取り組んでいただきたいと思っております。

そして、教育長のほうからは、緊急的に派遣ができるということで、そうした方向性で対処していきたいということであったと思っております。ただ、そのヤングケアラーというのがそもそも認知されていないという背景がありますので、私の考えとしては、時間が少なくとも各校にスクールソーシャルワーカーを配置していただくように、県に要請してほしいと思っております。これは要望ですので、答弁は要りません。これで私の一般質問を終わります。

**○議長（福士 稔議員）** 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

午前11時5分まで休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

**○議長（福士 稔議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

**○16番（齋藤律子議員）** 一般質問2日目、2番目の質問者となります。日本共産党の16番齋藤律子です。

最初の質問は、1. 生活保護行政についてお尋ねをいたします。①新型コロナウイルスワクチン接種に対する移送費の取扱いについてお尋ねします。

生活保護の医療扶助の一部である通院のための交通費は、移送費として支給されています。新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるため、移動手段のない生活保護受給者が、集団接種会場等まで赴くためにかかる移送費の支給は、どのような取扱いになるのかお知らせください。

続いて、②生活保護申請後に行われる扶養義務者への照会についてお尋ねをします。

コロナ禍の中で生計を維持することが困難になり、生活保護を考える人たちが増えて

います。国は今年に入り、生活保護の申請後に福祉事務所が行う、申請者の民法に規定されている扶養義務者に対し、援助ができないかどうかを確認する扶養照会について、その判断基準を改正したところですが、具体的な改正点をお知らせください。

また、平川市では、どのような方法で親族に対し、扶養照会をしているかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

続いて、③生活保護のしおりの内容についてお尋ねをいたします。

生活保護は憲法第25条に定められた基本的人権である生存権を保障する制度ですが、生活に困って、いざ生活保護を申請しようとしても、大変ハードルが高く感じられ、申請をちゅうちょする方もたくさんいます。

生活保護のしおりは、平川市での担当課や支所等窓口で誰でも手にすることができるようになっていますが、この質問通告の5月20日頃のしおりには、生活保護の申請が憲法第25条に定められた国民の権利であることなどは、記載されておりませんでした。生活保護の申請が国民の権利であることや、法令の条文等を明記することで、生活保護の申請をためらったり、諦めたりすることがないようにするべきだと、長い間思っていました。

生活保護が主権者として、当然の国民の権利であることが分かるような生活保護のしおりに改善をするべきと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤律子議員御質問の生活保護行政についての質問3点のうち、私からは、新型コロナウイルスワクチン接種に対する移送費の取扱いについてお答えをいたします。

移動手段のない生活保護受給者の新型コロナウイルスワクチン接種に必要な移送費の取扱いについては、国が今年4月に通知を発出しております。通知では、福祉事務所の指示又は指導を受けて、検診等のため当該施設等へ出向いた場合の取扱いに該当するものとして、ほかに経費を支出する方法がないときに、必要最小限度の移送費を生活扶助からの支給対象とする旨が示されています。このことから、生活保護受給者に対して、ワクチン接種にかかる移送費の取扱いを説明し、必要な方に支給してまいりたいと考えています。

生活保護申請後に行われる扶養義務者への照会と、生活保護のしおりについての御質問は、健康福祉部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 私からは、今年に入り改正された生活保護の扶養照会の判断基準の改正についてお答えします。

生活保護の申請をした人の親族に対して、福祉事務所が本人の扶養義務者に援助ができないかどうかを確認する扶養照会について、これまでも扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的に扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いでしたが、今回の改正は、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう見直したものであります。

具体的な改正点として、申請者の生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養ができない者の例示として、「20年間音信不通」であるとしてきた例を、「10年程度音信不通」



と見直されました。そのほか、これまでは「長期入院患者」、「主たる生計維持者ではない非稼働者」、「未成年者」、「概ね70歳以上の高齢者」、「家庭内暴力から逃れてきた母子など」の例示に、新たに「扶養義務者に借金を重ねている」、「扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある」、「縁を切られているなどの著しい関係不良にある場合等」が加えられております。

当市での扶養照会については、生活保護法による保護の実施要領についての通知に基づき、扶養照会を行っております。その方法としましては、申請者からの申告により扶養の可能性を調査します。この調査では金銭的な援助だけではなく、申請者に対する定期的な訪問、電話連絡、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなどといった精神的な支援の可能性についても確認を行っております。調査の結果、扶養義務の履行が期待できる者と判断された場合には、申請者にも了解を得た後、扶養義務者との面会調査や、郵送による文書照会で必要最小限度の扶養照会を行い調査しますが、期待できない者と判断された場合には、扶養照会を行っておりません。生活保護の申請をした方には、改正の前から、個々の事情に配慮し扶養照会を行っておりますが、今後も扶養照会が申請の心理的な障壁にならないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、生活保護のしおりの内容についての御質問にお答えいたします。

当市で作成し、窓口を設置しているしおりについては、生活保護制度の説明として「国の責任において、生活するために必要な生活を保障する制度である。」と記載しております。また、申請方法、生活保護の種類、生活保護の決定の仕方、生活保護に関するQ&Aの事例説明、相談勧奨、相談窓口を記載しております。

議員御指摘の憲法の条文等の記載については、生活に困っている方が生活保護の申請をためらったり、迷ったりすることのないよう、日本国憲法第25条に基づき、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することや、生活保護を受けることは国民の権利であることを、当市のしおりに新たに記載いたしました。

市民の皆様が窓口で手に取りやすいしおりであるために、制度の内容を分かりやすく周知し、今後も必要に応じて内容を見直してまいりたいと考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** それでは再質問をさせていただきます。移送費は今の答弁では、これから説明をし、支給してまいりたいということでもあります。医療費の場合、病院にかかる交通費としての移送費を知らない方も、生活保護受給者にはたくさんいるわけですが、今回はまだ周知徹底していないと今の答弁から受け止めましたが、それでよいのでしょうか。そうすると、接種した方にはどういう措置を取るのかひとつお願いします。

それから②の扶養照会、これも今まで申請をした場合に音信不通の兄弟とか、さらに関係が悪化するとか、そういうことを見聞きしてまいりましたので、改正されたことは大変いいことですので、困った場合は受けやすい制度にしていきたい。これもどのように、これからまたしおりに書くというのものもあるんですが、どのような形で周知徹底をしていくのか。

それから、③のしおりです。議長にも確認したが、著作権侵害にはならないと。平川市で出してるしおり、様々私持ってます。これは5月31日まで出されたもの。それから

最近のものではこうなりました。これには憲法第25条にちゃんと規定されているものですよ、ということは書かれておりません。簡単なものです。「生活保護は、何らかの原因で日々の暮らしに困っている方に対し、国の責任において、生活するために必要な当面の生活を保障する。」ということです。憲法の話などは出てきません。その次はこうです。「保護を受けることは国民の権利です。」それから次は、「生活保護を受けることは国民の権利です。」ということで、この2つは紙の大きさは違いますが、日本国憲法第25条にという文言が書かれております。この質問通告から大変改善していただいたことはいずれも思いますが、さらに改善するような御答弁でしたので、ひとつこのしおりに対して、特にこれから改善をお願いしたいと思います。

それは、私も近隣のところも見ましたが、白黒の同じA4版を折ったものとかいろいろあります。書かれている内容が、憲法第25条に保障された制度だということが書かれているものもあればないものもありますが、特に私感心したのは、大変生活が困った人に対し、励ましを与えるような生活保護のしおり、ページ数も多いです。今、部長がいろいろ扶助の種類とか言われていましたが、それはどういうことのために受けれるのか、ちゃんと説明も書いてある。そういうのがあります。それから秋田市役所を出してる生活保護のしおりは、漢字にひらがなが全部振って、漢字を読むのも苦手な人でも分かるように、ちゃんと書かれている。それはページ数もかなりありまして、11ページですか。そして、東京都の大島で出されているものには、あなたの支援者は地区担当員、ケースワーカーのことです。それと民生委員。どういう役割をするか。困ったらぜひ相談してください。懇切丁寧なしおりになっています。ぜひ平川市もそういう改善をやってほしい。このことについて3点再質問です。答弁をお願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** まずは移送費の支払いについて、被保護者に説明されているのかということについてですけども、担当ケースワーカーが自宅を訪問した際ですとか電話連絡等により申請手続を経て、申請することができるということを説明しております。よって、この制度を知らずに、仮に接種会場にタクシー等で行かれたケースがあれば、領収書などを出していただければ、支給できるものと考えております。

それから、扶養照会についてですけども、国の改正点がいろいろありましたけども、本市としましても、扶養照会については、もともと随分配慮して行っておりまして、全ての方に照会しているというわけではなくて、申請者の事情等をお伺いしながら、可能性のある場合に限り照会しているというような手続をしております。

それから3点目のしおりにつきましては、今回、議員が御指摘されましたことを受けまして、憲法第25条の文言について入れさせていただきました。県内の福祉事務所のしおりを見てみますと、議員が言われたように、扶助費の例題を詳しく説明されたりですとか、漢字に振り仮名を振っているしおりなどもございますので、今後、より見やすいしおりを検討してまいりたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** この移送費の通知は、4月に入ってからと言いましたが、4月12日に事務連絡として各都道府県、市町村、生活保護担当課ということで出ています。それに対して、領収書等が分からなくてタクシーを利用して行った場合、領収書等があ

れば支給ということですが、病院に行くタクシーと違って接種に行くわけですから、ひよっとしたら領収書ももらってない場合もあるかもしれません。接種が証明されれば出してもいいと思いますが、その対応はひとつどうなるかお尋ねします。

また、しおりは、全国でも進んでいるすばらしいしおりもありますので、やはり基本的人権の保障になる。また、生きていくことに励ましを与えるというようなしおりをぜひ作ってほしい。

①の移送費に対してはお尋ねします。よろしくお願ひします。

**○議長（福士 稔議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 移送費の支給について制度が分からなかった方が、仮にレシートをもらい損ねたとか、もらってなかったというケースについての取扱いについてですが、申し訳ありませんが、私の今の現状でいきますと、そこまで詳しく調査してございませんでしたので、後ほど齋藤律子議員のほうにお伝えしたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** そういうケースがあった場合ですが、これはやはり接種会場に行って、接種がちゃんとされているということであれば、それはやはり出すべきではないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは2番目の質問に移ります。2. 新型コロナウイルス感染防止対策について、  
①山梨モデル採用のチェックリストについてお尋ねをします。

5月の連休明け、感染が地方に拡大、弘前保健所管内も例外ではなく、連日2桁の感染者数が発表されました。県内でも変異ウイルスも発見されている。このような中で、平川市では、プレミアム飲食・交通券発行事業や日帰り入浴プラン助成事業等が行われており、いずれも盛況を極めているようですが、飲食店などの営業を継続することは、このコロナ禍において感染拡大のリスクとなり得るため、適切な感染防止対策に努める必要があります。それには、専門性と科学的視点を持って取り組むことが重要であると考えます。

平川市では、山梨県で作成した新型コロナウイルス感染防止対策としての「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」をモデルとしたチェックリストを参考に、市内飲食店やタクシー運転代行業向けのチェックリストを作成し、感染防止対策を講じることとしていますが、どのように取り組んでいこうとしているのかお知らせください。昨日の1番葛西勇人議員への答弁にも関連しますが。市長、答弁お願ひします。

②社会的検査の拡充について、鳥取方式の採用についてお尋ねをいたします。

全国におけるコロナ対策において、鳥取方式コロナ対策が高評価を得ております。積極的なPCR検査、早期検査、早期入院、早期治療などの医療提供体制整備など、人材やベッド数の医療資源が大都市と違って乏しいからこそ、危機感を持って行っている鳥取方式ですが、青森県にも平川市にも必要なコロナ対策ではないでしょうか。

鳥取県全体の取組であることから、平川市単独での採用は難しいものがあると思いますが、県や国に強力に働きかけをし、青森県内でも鳥取方式のコロナ対策を推進するべきとだと思っています。市長の考えをお尋ねします。市長答弁をお願ひします。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問にお答えいた

します。

議員御指摘のとおり、専門性と科学的視点に基づいた適切な感染防止対策は非常に重要であると考えております。

国では、議員から御指摘がありました。山梨県で作成した「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」、通称山梨モデルのチェック項目が全て確実に行われている飲食店は、感染防止対策に対して一定の科学的根拠が得られているとしており、4月30日付の全国都道府県知事宛ての文書で山梨モデルを参考とした国の基準を示しております。

また、これを原則として、それぞれの都道府県がどのような基準項目とするかについては、各地域の公衆衛生等の専門家の意見を聞いた上で、国が示す必須項目を含めた認証基準案を作成することとなっております。市では、5月17日時点において、感染拡大の状態を鑑み、認証制度の取組が急務と考え、まずは国の基準案を参考にチェックリストを作成したところであります。

その後、6月9日に県の認証制度がスタートしたことから、議員の皆様へ事前に御説明した時点で、チェックリストの項目として、飲食店が14項目、タクシー、運転代行業がそれぞれ12項目としていた内容を県の認証制度に合わせ、飲食店については36項目へ変更いたしました。

チェックリストの詳細な内容につきましては経済部長より、社会的検査の拡充についての御質問については、健康福祉部理事より答弁をさせます。

**○議長（福士 稔議員）** 経済部長。

**○経済部長（對馬一俊）** 私から、チェックリストの詳細とその運用についてお答えいたします。

まず、認証チェック項目であります。飲食店につきましては、国の通達より認証基準に盛り込むべき必須項目を4項目としており、これらを含んだ36項目となっております。その必須項目4点であります。1点目、アクリル板等の設置または座席間隔1メートル以上確保されていること。2点目、手指消毒の徹底でありまして、店内入り口に消毒液を設置し、入店時に必ず従業員が来店者に呼びかけを実施していただくこと。3点目、食事中以外のマスク着用の推奨ということで、来店者に対し声かけや掲示などマスクの着用を促していること。4点目、換気の徹底ということで、30分に1回、5分程度の換気を行うことなど、十分な換気を行っていることとされております。これらの必須項目を含めて、チェック項目全体としては36項目ございます。

また、平川市独自の認証制度の対象となるタクシー、運転代行業は、手袋の着用や金銭トレーの利用、会話を最低限に控えるなどの12項目としておりまして、各業界が示している感染予防対策ガイドラインの実践を確認できる項目としております。

認証の流れであります。申請を受け付けた際、認証基準の説明を差し上げて、環境が整っていない場合は、速やかに整えるよう指導し、後日訪問調査いたします。チェック項目全てクリアされた場合、認証ステッカーを交付し、認証店舗としてホームページで公表することとしております。

最後に確認体制になりますが、商工観光課職員のほか、商工会、食品衛生協会に協力を頂きながら進めてまいりたいと考えております。認証後においても、チェック項目に基づく感染防止対策が守られているか、不定期の店舗訪問や、ケースによっては、改善

を促すなどの指導を行うこととしております。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） 私のほうからは、青森県内でも鳥取方式による感染対策ができないかということについてお答えします。まず、鳥取方式とは、鳥取県で進めている感染予防対策であり、濃厚接触者のほか関係者などの疑いのある方についても、幅広く早期に検査を行い、陽性者は無症状であっても入院治療をさせていく方針のことであり、報道などにより高評価を受けていたものと認識しております。

鳥取県のホームページによると、令和3年2月時点において、鳥取県における人口比での新型コロナウイルス感染者に対応した病床数、また、診療・検査医療機関数は全国1位であり、このことが早期入院、早期治療を後押ししていると考えられます。

青森県においても、検査体制の拡充や入院治療体制の維持などは、重点事項として対策をしているところであります。また、本市においても、市民に対して感染予防対策の周知を行うとともに、県に対しては、市長会を通じて検査体制の充実や医療体制の拡充について要望をしているところであります。

今後も県の方針を確認しながら、感染予防対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 山梨モデルを採用するというので、これから動いていくようですが、山梨モデルは5月17日に示された平川市のチェックリストよりも、かなり項目が多くなっていますし、専門的で科学的な検証がなされたものが盛り込まれているということで、それはぜひ徹底していただきたいなど。ただ、これを誰がやるか。担当課の商工観光課がやはり中心になって行うと聞いておりますが、職員はそれなりにこの間いろいろなことを学んで、専門性を身につけてやっていくものと思います。

ただ、これをお客様に徹底させるためには、やはりこの店舗なんです。しかし実際私は感染対策をしている、すごくいろいろ勉強している方を知っています。一番は、やはりお客様にどう言って注意をしたらいいか。そうなれば指導になりますね。ですから、本当にお客様が快く受け入れてくれて、それをのみ込んでくれればいいですが、おなじみさんは、そこに入ると気が緩んで、マスクはして来ますが、マスクを取るといろいろな世間話をしたり、そういうふうになります。本当に難しいことです。

私も一度行ってみましたが、おなじみさんだけいるときに、私の連れていった方が同級生なんですけど、そういうことはお構いなしの大らかな人で、大変大声で、みんなシーンとして食べてるときに、そういう状況にあって、とても困ったことがあります。ですから、やはりこれをどういうふうにお客様に来ていただくためにも、これが一番難しい。ここをやっばり市のほうでも力を貸してあげたいなど。そうでなければ、いろいろなことを対策しても、持ち腐れになってしまうわけです。やはりお店も感染者を出したくない、感染もしたくない、これが本音です。やっばり感染のないところにはお客様が出向きますから、そこが一番難しいところで、そういう店舗の悩みも聞いてほしいと思いますが、これはどう思っていますか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 認証制度の質、実効性をどのように確保していくのかという趣旨の御質問かと思っております。まず、本制度につきましては、飲食店など各種業界が示す、

感染予防対策ガイドラインの定着に向けて、事業者の安全を宣言するその取組を行政の認証により見える化、可視化することにより事業者のPRとその感染予防の取組を継続、推進していくものとございます。行政が認証ステッカーを交付して、それを店頭に表示していただくこととなります。そしてまた飲食店では、チェックリストによる毎日の確認状況が分かるよう店への掲示をすることが認証基準にも設けられております。加えて、そうした店の巡視状況につきましては、ホームページ上で公表をして、認証後も不定期に店舗を調査するなど本制度の質、実効性を確保してまいりたいと思います。以上のように行政が認証する制度で、加えて店舗の一覧ということで公表もされます。ですので、そこには一般的に言えば、社会的責任というか、そういったものがまず生じてくるかと思えます。

それから、先ほど議員は、常連さんがいた場合、緩むのではないかとということでありませうけれども、そういった常連客のほかですね、そのほかにも多くのお客様がいらっしゃるわけですし、ステッカーそれから店頭に掲示するチェックリストをまた多くの利用者、それからそこを通る方から見られるわけですから、そういった多くの目でチェックされていくものと考えております。今週末から現地確認に入りますので、その際は本制度の趣旨をしっかりとお伝えして、理解していただくということを考えております。あとはお店の悩みということは、そういった取組を通じて状況に合わせてお聞きして、それにどう対応するかは、それぞれの案件について内容を確認して対応してまいりたいと思えます。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** まず、山梨モデルがうまくいくものと考えているということですが、いくものと考えているのではなく、うまくいくようにしっかりと市が主体となって頑張ってもらいたいと思えます。

それでは3番目の質問に移ります。3. 尾上地域予約型乗り合いタクシー実証運行について、①住民に対する説明会についてお尋ねをします。

市では5月7日から13日まで、尾上地域の各集会施設で、尾上地域乗り合いタクシーの乗り方説明会を開催しました。合計15回の説明会に参加された方は87名あったということですが、人数としてはあまり多くはなかったように感じています。乗り合いタクシー実証運行の説明会を終えて、市としてどのような感想を持っているのかお知らせください。

また、今後、乗り合いタクシーのさらなる利用促進に向けた取組について、どのような考えを持っているのか、これもお知らせください。市長、答弁をお願いします。

②説明会に寄せられた意見についてお尋ねをします。説明会に寄せられた意見にはどのようなものがあつたのか、意見の傾向と併せてお知らせください。市長、答弁をお願いします。この通告のときは、既に意見はまとまっていたと思えますが、教えていただけなかったので、こういう質問という形になりました。

③実証運行実施についてお尋ねをします。実証運行は今年6月1日から始まっていますが、ちょうど2週間を経過しています。この2週間の実態について、どのような傾向にあるのか。また、どのように感じているのかお知らせください。以上につき、市長、答弁をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 尾上地域乗り合いタクシーについての御質問のうち、私からは、住民に対する説明会についての御質問にお答えいたします

尾上地域乗り合いタクシー乗り方説明会は、議員御指摘のとおり、5月7日から13日にかけて、尾上地域の集会施設及び尾上分庁舎において計15回開催し、87名の方に御参加いただきました。

説明会を終えての感想ということですが、説明会に参加された方の中には、運転免許証を返納されている方、高齢で独り暮らしの方、また若い世代の人と同居はしているが、送迎してもらう都合がつかない方など、生活する上で移動手段の確保に苦労されている方に多くお越しいただいたと伺っており、新たな尾上地域乗り合いタクシーに寄せられる、地域住民の期待の大きさを感じたところであります。

次に、乗り合いタクシーのさらなる利用促進に向けた周知方法についてであります。現在、市では運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を所有している方には、乗り合いタクシー等で利用できる交通チケットを一人20枚交付する取組を行っているほか、平川診療所では受診者に対し、交通チケットを交付する取組も行っております。

尾上地域乗り合いタクシーの一番のメリットとしては、お住まいの地区から市内公共施設や商業施設に、乗り継ぎなしで移動できることにありますので、これらのことを5月に尾上地域で行った毎戸配布のみで終えることなく、定期的な周知を行ってまいりたいと思います。また、乗り方説明会についても、各町会や団体等から要請があれば、個別に職員がお伺いし、説明会を開催してまいります。

説明会に寄せられた意見についての御質問と実証運行実施についての御質問につきましては、企画財政部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 私からは、初めに説明会において寄せられた意見についてお答えいたします。

寄せられた意見としては、「実証運行後も継続してほしい。」というものや、「200円で平賀地域まで行けるのはありがたい。」という好意的な意見が出た一方で、「2時間前までの予約が面倒」、「利用したい時間帯がない。」など、利用する上で不便に感じるといった意見も寄せられたところであります。説明会で寄せられた意見や、実際に利用いただいた方の意見を参考にしながら、より利用しやすい運行方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、実証運行実施についての御質問にお答えいたします。

6月1日から実証運行が始まり2週間が経過したわけですが、尾上地域乗り合いタクシーが市民の移動手段の一つとして根づくためには、多くの市民の皆様にご利用していただく必要があるものと考えております。

説明会においては、津軽尾上駅周辺の地区の参加者数が少ないという状況もありましたので、先ほどの市長からの答弁の繰り返しとなりますが、乗り合いタクシーのメリット等を含めた周知を一度で終わらせることなく、定期的に市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

また、平賀地域から尾上地域を訪れる際の移動手段としても利用していただきたいこ

とから、平賀・碓ヶ関地域に6月1日発行の回覧板でお知らせしたところであります。平賀・碓ヶ関地域への周知も継続してまいりたいと考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** まず、市民の関心を得ているということは、少ない人数ではありましたが事実です。ただ、今のことからして、市でも対策を取っているようで、定期的な周知、それから団体や町会から要請があれば説明会を実施する。こういうことをいろいろ考えているようで、大変心強く思っています。

まず、市から教えていただいた参加者数ですが、やはり、尾上の真ん中辺り電車の駅がある周辺がやっぱり参加者が少ない。それにはひとつ田植えとか農繁期だったことも事実だと思っています。まず、これを丁寧にやっていただければ、必ず市の中心部に足を向けるきっかけになるのではないかなと思っています。

ただ、企画財政部長がおっしゃった意見ですね。私も地元に出ました。中には200円で平賀まで行くのに大変ありがたい、安いという意見もありましたけれども、もっと市民として得な制度、もう少し100円バスのように安くてもいいんじゃないか。こういう意見も地元では出ました。そういうことで、今回ワクチン接種に乗り合いタクシーを利用しようということで、何人か募りましたが、やはり乗り方が、説明聞いてないもんですから、どうしたらいいか分からないんですね。インターネットに出ているのでは、2時間前に予約をしなければいけないところはピンクの色がついていまして分かるんですが、手元に配付されているのには、そういうのはありませんので、何度も読み返して納得しないと分からないというか、そういう分かりづらさがあると思います。ですから、この改善点を何とかお願いしたいなと思いますが、一言答弁をお願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** ただいま齋藤議員から御指摘いただいた件ですけども、何分やはり今回の予約型の乗り合いタクシーというものが、まだ市民の方々になかなかまだ、認知浸透していないというところが、やはり原因でございますので、まだ始まったばかりではございますが、一度でも利用された市民の方がいらっしゃいますと、やはり今度2回目というものは、すごく簡単に利用していただけるものと思っております。

ですから、利用した方が口コミでまたお近くの方お誘いの上で、いっぱい利用していただくことを願っておりますので、そのきっかけづくりとして、今回免許を自主返納した方から利用していただきたいというのも取組の一つでございます。各団体の説明会の要請、そういったものについてはもちろんやっていきますけども、あとは本当に今利用したいという方については、利用していただくところから、まずやっていきたいと思っておりますので、そのきっかけづくりを探っている状況でありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** それでは4番目の質問に移ります。4. 国民健康保険税の子供の均等割減免についてお尋ねをいたします。

国民健康保険税の均等割については、子供にも賦課される方式となっており、世帯にとって子供の人数が増えれば、国保税も高くなる仕組みとなっております。

平川市では一人3万400円、国では子育て世帯の負担軽減を推進するため、令和4年4



月1日から小学校入学前の未就学児を対象として、均等割額を5割軽減する制度を創設する予定としています。

平川市でも国の法改正に合わせて、未就学児の軽減制度は導入されるものと思われませんが、子育て支援に力を入れている平川市であるならば、対象を未就学児から18歳未満までに拡大してほしいと願っています。

また、軽減割合についても5割ではなく、18歳未満全員を全額免除にするべきものと思いますが、市の見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 国民健康保険税の子供の均等割減免についての御質問でありますけれど、この件につきましては、市民生活部長より答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（一戸昭彦）** 私からは、国民健康保険税の子供の均等割減免についてお答えします。国民健康保険税は、被保険者の所得から算定される所得割額、固定資産税から算定される資産割額、1世帯当たりで算定される平等割額及び子供を含めた被保険者数から算定される均等割額を負担していただくことになっております。

国では、令和4年度から小学校入学前の子供の国民健康保険税について、均等割を5割軽減するとしており、全ての未就学児が対象となるため、子育て世帯の負担が軽減されるものであります。

当市において、軽減の対象を小学校入学前の子供から18歳未満までに拡大し、軽減割合も5割ではなく全額にすべきとのことですが、当市で独自の減免制度を導入した場合、現在国民健康保険税の県統一化の検討が進められている中において、当市と他市町村との算定方式に格差が生じるほか、統一の際に大幅な増税につながる恐れがあり、望ましくないものと考えられます。

また、これまでも全国知事会や全国市長会が国に対して要望してきたとおり、子供の均等割額の減免については、少子化対策や子育て支援の充実、医療保険制度間の公平性の観点からも、国の責任と負担によって法整備を進めていくべきものと思われまます。以上のことから、現時点においては、市独自の減免制度の導入は考えておりませんが、今後も国及び県内市町村の動向を注視してまいりたいと思っております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** 予定した答弁でありましたが、保険料の県統一、これで他の市町村に迷惑がかかると、簡単に言えばこういうことですね、それは本当にそうかどうかは分かりませんが、まずそれが1つの理由と、あとは国の負担で行うべきだということでもあります。これで考えると、それを実施した場合、18歳未満全額免除ということで試算はまだしていないのかどうか。それからひとつお答えしていただきたいのは、その所得割、資産割、平等割、均等割のことを答弁しました。応能、応益という考えで保険税が課せられるわけですが、まず所得も資産も持たない、子供が3万400円払うということに関しては、どのような見解を持っているのかひとつお知らせください。それが最後の答弁になると思いますがよろしく申し上げます。

**○議長（福士 稔議員）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（一戸昭彦）** 18歳未満まで拡大した場合、どのくらいの費用がかかる

かということですが、4月30日現在で言いますと、平川市の人口現在3万580人おります。18歳未満につきましては、4,114人いるわけですが、そのうち国保に加入されている方は588人となります。それで試算した場合ですね、未就学児の半額と18歳まで拡大した場合1,084万5,000円ほどの費用がかかることとなります。

あと、所得がないのに均等割がかかるということですが、制度上均等割は1人につきですので、その分加算されるというのは事実ではありますが、国保税の算定の中にも、例えば7割、5割、2割の軽減制度があります。そういった軽減を受けられるのは所得基準で軽減を受けられるのを判定するわけですが、この場合判定するにも、被保険者数が増えるほど、例えば軽減する所得基準もどんどん増えていくと、軽減に該当しやすくなるということもありますので、被保険者数が1人増えると全てが増えるというデメリットだけではないという制度となっておりますので、その辺を御理解いただければと思います。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ、国保税はやはり払う側にとっては、担税能力をはるかに超えた払いづらい税金という認識を皆さんが持っています。それをやはり払いやすいようにする。また、子供の数が多くなれば負担が増える。この法定減免のことを言いましたけども、やはりそういうことは、市のこれからの努力にも値するんじゃないのかなと思っております。これをもちまして私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 少しお待ちください。先ほど理事者側で領収書がない場合、どうするかという話でしたけども、その件についてはよろしいですか。健康福祉部長よろしくお願いします。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 先ほどのワクチン接種に係るタクシー利用の事後申請についてお答えします。公共交通機関を利用しなければ集団接種会場等へ行くことのできない場合には、公共交通機関の往復分の移送費を後日変更申請していただくことで支給されるということですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6席、14番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

齋藤 剛議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤 剛議員、質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○14番（齋藤 剛議員） ただいま一般質問の許可を頂きました6席、14番、齋藤 剛でございます。

私の質問も非常に簡単なようで、なかなか市長もまた、「はい、そうです。」「じゃあ分

かりました。」と言うわけにはいかないかもしれませんので、面倒なことかもしれません。

風景から入りますけども、我々の住む平川市は、八甲田山から日が入り、肥沃な土地に太陽の恩恵を受け、時には水の恵みをも頂きながら、雄大な岩木山に今日一日の感謝の念を持ち、夕日となり、住む人々に癒やしを与えています。このような平川市が大好きであります。

その平川市に国立公園、私は湖岸の3分の1ほどが平川市だと思っていました。ところが、この質問するに当たり調べたところ、滝ノ沢の展望台も平川市でない。そして御鼻部の展望台も平川市でないということが分かったような気がして、非常にがっかりしています。滝ノ沢という地名は、滝ノ沢の展望台を下がってしまったところにありますけども、平川市の土地だと思い、そして二、三年前に休憩所、あれは平川市のものとして建設して解体いたしました。でものり面下がった地点、道路の分岐点から小坂町だ。そして、今ある展望台そのものも小坂町の展望台だということが何気なく分かって、自分はがっかりしています。確かに展望台から300メートル下がった辺りには、道路の掲示板に小坂町とあります。じゃあ手前までは平川市になるのかなと思っていましたけども、まあその点も後ほど聞きます。

それと御鼻部山の展望台です。私ども50年ほど前、バイクで何回も、1日に2回も行ったたりして遊んでいました。十和田湖全景が見えて、一番見晴らしがいい展望台だと思っていました。そして30年ほど前に津軽錦石の石で石標ができました。だから、我々は多分平川市もしくは青森県だと思っていました。そしたら十和田市の管理だと。これだけば、何も質問しても意味ねばなという感じになりまして。確かに御鼻部山の展望台にはトイレがあります。単独処理浄化槽でもないし、今でもポッチャンです。そして紙もなかったり、男女の差別はないかと思えますけども、男の人はいいじゃんと用を足すけども、女の人はトイレに行って用を足すのは当たり前ですので、非常に息苦しかったとか、いられなかったとかそういう話を聞いています。

それを直してもらいたいなと思って一般質問したら違うんだと。本当に違うんでしょうか。あそこ平川市でないんでしょうか。青森県でないんでしょうかと思っています。多分、まねってされるの分かっていながら質問するので、時間も早くなるなと思っていますけども、地図から見れば、我々、楡ヶ峯とか御鼻部山は平川市だと思っているけども、その辺も市長お願いします。まず1点。

**○議長（福士 稔議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤 剛議員御質問の市と他自治体との境界については、私自身は詳しく把握しておりませんのでお答えしかねますが、詳しく部長たちが分かっておりますら答弁させます。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 市町村界のはっきりした位置については、私も資料を持ち合わせておりませんが、確かに滝ノ沢の近辺は国道102号が御鼻部方向に向かいます。それからまた分岐して国道454号が分かれていきますけども、たしか200メートルか300メートルだったと思います。そのぐらいのレベルで、若干青森県いわゆる平川市の部分があるかと思えますけども。後で御質問あるかと思えますけども、展望台自体の施設、これについては国立公園に占用の形でとっていらっしゃいますので、秋田県の小坂町が

建設したということもあって、施設の管理とすれば秋田県の小坂町。

それと御鼻部山のほうです。たしか図面を見ると御鼻部山の基準点といいますか、そこまでが境界のラインが入っているかと思ってました。ただ、展望台の位置の道路部分の境界については、どこ走っているのかははっきりしませんけども、これも施設に関しては十和田市の商工観光課のほうで管理しているということで、その御鼻部山の基準点までは、たしか平川市なんですけども、展望台のある部分、そのピンポイントのところがどちらに入っているかというのは、ちょっと、もう一度詳細に調べないといけないと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** やっぱり回答が出ないのは仕方ねかなと思っていますけども。私、今国道102号に関して、2点ほど質問するんですけども、1点しか頭に入ってなくて。それで質問しようと思ったら、2点に分けたほうがいいんじゃないかって、二手になりましたので。自分の考えとしては、国道102号一帯だと思っているんですけども。時々混ざるかもしれませんのでよろしく願いいたします。その境界は分からないから、その展望台の場所そのものがどっちになるか分からないという回答も、それ以上突っ込みできませんけども。もし十和田湖、そしてその市町村で7市町村か8市町村で語る会がありましたら、やっぱり展望台も四、五年前から立入禁止になっています。まで見れば階段は途中で陥没して穴空いてるし、それ以上行がれねし、おらみたいに身軽い人は簡単に行ったけども。行ってみだっきゃ、展望台そのものに手すりもないんです。あれだけ子供たちだけ完璧に駄目です。そういうのもやっぱり十和田湖の展望台ですから、たとえ秋田県であれ青森県であれ、話しながら直していくべきではないでしょうかと思います。

まして御鼻部山は、木々がもりもりと盛り上がって、私たち若い頃は十和田湖全景が見えたけども、今は木の葉っぱにかかって、十和田湖は見えないというような展望台です。あの辺も、もしこれから機会あるんだったら、両県で何とかしていこうよとお話合いしていただいけませんか。例えば、倒木しそうな木もあります。今から十五、六年ほど前に、京都から夫婦でお見えになって、奥入瀬歩いたら、木の枝落ちてきてけがして、賠償金取られたことがあります。それは観光課で払ったんでしょうけども。やっぱり、今滝ノ沢の街の辺りを歩いてみれば、道路は広くなってるし、倒れそうな木は切ってまったし、トンネルも、スノーシェルターですけども、まねどこは修理してます。そして道の駅もできてます。それほど同じ観光地でありながら、平賀のほうは何も手もつけられねで、向こうのほうはできることやってるなって。やはり観光に力のある知事がいるのか。観光に力のあるそれなりの人がいて、そんなにきれいにしておくのかなと、ちょっとやきもち的な気持ちで見えていました。それで回答は要りませんけども。

第2の質問になりますけども、②西十和田トンネル（仮称）の建設の見通しについてお尋ねします。私たち小さい頃から、仮称ですけれども、西十和田トンネルはできるんじゃないかと言われていました。そして、私たちの先輩から、必ずできるトンネルだねという話を聞いておりました。

でも1年に1回は、その関連の8市町村のトップたちが、じゃあトンネルどうしようかという話してるみたいです。一応、期成同盟会ってすので会議持ってるんだったら、

やっぱり早く進めようよって、そういう会議やってるんじゃないかなと思います。ただお昼に集まって御飯注文して、報告聞くべって。これこれこういうわけでこういう報告でした。あー。んだか。へば。ってする、ただ昼飯食うための会議してはいないかなと。会議の中でどういうことが話し合われているのか、そして我々平川市そして青森県のほうとしては、どのようなことが要望されているのか。もし記憶にありましたら、その辺、二、三点教えてください。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 国道102号の周辺整備の御質問のうち、西十和田トンネルの建設の見通し等について、お答えすればいいのかなというふうに思います。

当市における西十和田トンネルの早期建設要望は、平川市、黒石市、藤崎町、大鱈町、田舎館村の5市町村で構成する津軽南市町村連絡協議会が、青森県に対し要望活動を行っており、平成29年度からは、それまでの重点要望から最重点要望へ格上げし、地域の最重要課題として強く要望してまいりました。

また、平川市議会をはじめ、関係する市町村議会では「西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出等について」が採択され、当市においても、昨年12月に福士 稔平川市議会議長が青森県庁及び秋田県庁を訪れ、要望活動を実施するなど、長年にわたって地域が一丸となり、要望活動を実施してきたところであります。

西十和田トンネル建設の要望をしている温川地区から十和田湖までを結ぶ国道102号及び国道454号の一部区間は、豪雪により冬期間の閉鎖を余儀なくされており、国際的な観光地である十和田湖の観光資源を十分に生かしきれていない上に、物流ルートとしての役割も寸断されているのが現状です。

また、西十和田トンネルは、十和田湖と津軽一円への観光ルートの充実という目的において必要不可欠なものであり、当トンネルが建設されることで、津軽と南部地域の大動脈の形成、東北縦貫自動車道への連結の円滑化、十和田八幡平圏域の広域観光への波及効果が期待でき、当市としましても早期建設を強く望んでいるところであります。

十和田湖周辺の整備についての御質問は、建設部長より、西十和田トンネル建設要望に対する県からの回答については、企画財政部長より答弁をさせます。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 私から、国道102号の周辺整備についての御質問のうち、十和田湖周辺の整備についてお答えいたします。

議員御指摘の国道102号の中でも、当市の温川地区から十和田湖までの区間は、山間部特有のカーブが連続する急勾配の路線であります。また、特別豪雪地帯に位置していることから、毎年11月から翌年の3月までの4か月間、冬期閉鎖しているところであります。この路線の危険度及び改良の必要性については、議員と同様に認識しているものでありますが、抜本的に解消するために、西十和田トンネルの建設を要望しているところです。市長の答弁にもありましたように、今後も早期実現に向け要望してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、国道102号の雑木等については、道路管理者である青森県の道路巡視員がパトロールを実施し、異常箇所の把握に努めており、仮に市に通報があった場合でも、県と連絡体制を整えておりますので、今後も迅速に対応していきたいと考えております。

最後に、先ほども申しあげました滝ノ沢展望台については、管理者である秋田県小坂町へお伝えしてまいりたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 私から、西十和田トンネル建設要望に対する県からの回答についてお答えいたします。

青森県からの回答では、西十和田トンネルについては、平成7年度から調査に着手し、これまで環境調査や関係機関との協議、事業着手に必要な費用対効果を検討するための交通量調査等の基礎調査が進められてきたとのことであります。

また、当トンネルは青森、秋田の両県にまたがる約3キロメートルの長大なトンネルとなり、その大部分が十和田八幡平国立公園に位置していることから、環境省の合意が必要となること、建設には高度な技術と莫大な事業費を要することなど、多くの課題があり、青森県では秋田県との情報交換を実施しているとのことであります。

今後も、交通需要の変動を把握するための交通量調査等を実施しながら、秋田県との情報交換を継続していくとされており、建設工事に着手するといった具体的な回答は得られておりません。

市としましては、津軽南市町村連絡協議会をはじめとした関係機関と連携しながら、引き続き西十和田トンネルの早期建設を要望してまいりたいと考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** まず建設部長にお尋ねいたします。仮称西十和田トンネルですけれども、先ほど市長も言っていましたけれども、南黒というのかな、この辺の5市町村の長だけ集まっているんですか。それとも課長ですか、係長ですか、集まっているの。何ぼか責任ある人集まって会議やっているんですか。私はてっきり大館市だとか、小坂町だとか、十和田市だとか、そのような人たちだべかと思ったけど、南郡の市町村の集まりのこと言っていましたか。お願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 津軽南市町村連絡協議会のメンバーでございますが、それは首長で構成されている協議会でございます。その幹事会としまして、関係課長が出席しておりまして、主に企画担当課長がメンバーとして参加してございます。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** ということは、南郡だけでそうやって、その長たちが集まって、それなりにそれこそ要望を出しているのだと思うんですけども、平成7年から令和2年までそういう会議を25年もやって、本当に進展してるんだべか。ということは、わあと25年ぐらい生きる予定あるんですけども、それまでに何とかなるだべかという感じするんですけども。

それこそ、我々の世代の昔の人たちは、軍馬平に道路つけるのに、それこそ30年もかかって、一生懸命やって、竹館の唐竹村から小国まで、昔の尾崎の白岩の道路使ねんでつけだという記憶もあります。でも、果たしてこの西十和田トンネル及び国道102号が再復活とするのは、本当にこれから平成7年から官公庁に要望したりしていながら、今令和2年過ぎて、別な年になっちゅうばな、令和になっていながら、25年もやって、何進んだべかと感じるんですけども、その辺やっぱり、もっともっとその首長が責任を持

って、けんけんがくがくしていただければもっと進むのかなと。

そして、建設部長が特別な豪雪地帯と表現しましたけども、温川から先が豪雪地帯であって、その手前にトンネルできれば、豪雪地帯がクリアすることになるんですよ。別に小国も葛川も豪雪地帯だと思うんだけどさ。その辺も考えれば、豪雪地帯をクリアするためにも、やっぱりトンネルは必要かなって感じているんだけど。

それと、我々議員になったあたり、今から20年ぐらい前ですけども、平六の橋から善光寺のカーブの手前から湖面までってば42キロメートルあります。そのラインと温川の鉾山の入り口を過ぎて、ヘアピンカーブあって橋あるところから行けば、3.8キロメートルです。その2路線が西十和田の仮想路線として表示されていました。でも今はどっちを優先して、どっちを主なものとして見てるのか、分かっていたらどっちか教えてください。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 西十和田トンネルに関しての御質問で、津軽南地域だけ要望活動しているのかといえさうではありませんで、青森県として国のほうに西十和田トンネルの実現に向けて、平成7年あたりから要望活動をずっと続けております。

先ほど部長のほうからお話がありましたが、この件に関しては、国立公園の中を通るといふことで、環境省の環境調査、クマタカ等がございますので、それらの調査を進めながら現在に至っているということでもあります。

現在、国のほうでは、青森県の中の十和田湖に関しましては、青ぶな山トンネルというトンネルの建設を行っております。それが実現した後、ようやくこの西十和田トンネルに着工できるのかなと。これはあくまでも推測ではありますが、同時着工というのは、国の事業を同じところに2つ持つてくるというのは難しいわけですから、そういう形で現在まで至っているというふうなことであります。

あと、環境調査を含めたいわゆる利用度調査といいますか、どれぐらいの人がそのルートを使っているのかということになりますと、城ヶ倉大橋ができて以来、十和田湖へはあちらを回るルートを使う人が多いという状況もあります。もちろん、西十和田トンネルができたなら休屋のほうへ真っすぐ行けるわけですから、物流、観光を含めた有効なルートであると思いますが、なかなかその費用対効果というものもあると思いますが、まだ国のほうでは環境調査までしかいってないというのが現状であるということをお理解いただきたいと思っております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** いずれにせよ、何ぼお願いしても先の話だと思うし、果たして市民に、これこれいつできるのよ、できるみたいだねってすることさえも、教えることもできない状態だということをお認識してこの質問を終わります。

2. 各町会の要望事項に対する市側の対応についてお尋ねします。

市では毎年各町会から要望を受け付けているが、町会によっては毎年同じ要望を提出し続けているところもあると聞いています。

ここ数年においては、本庁舎の建設や学校の整備、道の駅の整備等々大型の建設事業が進められており、財政的にも難しいと考えております。数年後にはそのような公共事業が落ち着いていくことになり、そのタイミングで各町会が要望する事項をかなえてい

ただきたいと考えています。内容によっては実施できるもの、できないものあると思います。これまでの町会からの要望があった事項を、実施していくための計画を市では持っているのか教えていただきたいと思います。

また、5年後に市の基金がどのくらい残っている予定なのか。あくまでも予定ですので災害等はまた別な考え方あります。各町会の要望に対応するため、どのくらいの予算を回すことができるのか、併せて教えてください。

**○議長（福士 稔議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 市内各町会からの要望事項につきましては、毎年度1回提出を頂いております。町会要望の多くは、市道改良や側溝整備などであり、要望された事項につきましては、各担当課でその内容や現場状況の確認を行い、市民生活における緊急度や実施の必要性を検討した上で、各町会に対して回答を行っております。

直近3か年平均の事業実績としましては、道路改良事業が7件、約5,000万円、側溝整備事業が17件、約1億円となっており、そのうちおよそ6割が町会要望によるものであります。

また、今後の事業計画につきましては、毎年度策定している第2次長期総合プラン実施計画の中で、議員御指摘の大型建設事業の有無にかかわらず、地域間のバランスを取りながら、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

基金残高の御質問につきましては、企画財政部長より答弁をさせます。

**○議長（福士 稔議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 基金残高の状況について御回答いたします。

昨年11月に策定した財政運営計画では、令和7年度末での基金残高総額を約65億円と見込んでおり、そのうち普通建設事業に充当できる基金としましては、財政調整基金が約21億円、公共施設等整備基金が約7億円、合併振興基金が約12億円、合計で約41億円と見込んでおります。

基金から町会要望の対応へどのくらい回せるのかとのことではありますが、先ほど市長より答弁のありました例年並みの市単独事業費1億5,000万円程度であれば、十分に対応できるものと考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** 改めて2回ともくどい質問になりますけども、今まで同じ町会から、3年も、4年も、5年も要望しているものもあるでしょう。それに対して、先ほど市長は、十分にできないものはできないなりの、町会に対しての回答をしていますけども、回答して、ここのことはできねんだって、みんな回答してれば、何で次の年また同じことお願いしなすって来るだべなと思うんだ。ちょっと舌足らずの点もあるんだがも分がねけども、町会長もしくは副会長が覚えてて、役員に伝わってなかったのかもしれないけども。

やっぱり10月の末、11月ですか、各町会から市に対してどういう要望事項を要望せばいいべってすのは、役員会もやって、これにしよう、あれにしようやってるんだけども。そのとき町会長あたり覚えてれば、これは去年もやって、こういう理由でまねってしたっきゃと、そこの会でその件に対してはクリアできると思うんだけども、また同じ



こと、去年も書いたことを同じに今年も書いてやって、今年できねば来年また書いてやらいなどとする。そういう町会もあるみたいな話なので、ちょっと食い違いあるんだべかと思うんだ。

本当に例えばこの件に関しては、当分できねとか、3年もできねとか、来年は無理ですとかって、本当にそういう明快な回答を出してるんですか。教えてください。

**○議長（福士 稔議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 町会要望の中での道路事業あるいは側溝整備事業等に関して私から申し上げますと、要望を受け付けた後、それぞれに現場を調査した後回答するわけですが、予算要求の時期との絡みもありまして、実質、その次の年のことを明確に言えないということは、これは前提としてあるんですが。ただ、こちらの現場サイドとしては、これは緊急度が高いからすぐやる方向で考えますとか、これは、例えばここの現場が終わってからやりますので、2年後にやります、3年後にやりますみたいな、そういう細かい説明は個々の町会にしております。

ただ、議員言われたそういう説明を受けながら、再度また同じような要望が上がってくるというのは、町会ごとにいろいろ考えがありまして、忘れられては困るとか、あるいはまた新しいものを積み上げて持ってきて、これもまたどうかなということで、同じ案件持ってきたとか、それは町会ごとに考えがありまして、一度上げても何回も持ってきている町会もあります。そこはいろいろなケースがございますが、内容については個々の町会について、こちらから予算の状況でありますとか、長期総合プランの状況でありますとか、それらが分かった時点で、特に新年度の予算のときには、個々の町会のほうに説明しています。

**○議長（福士 稔議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** それは、その町会によつての事情もあるっていうのも分かります。また町会によつて、去年要望したのと、「私が新しい町会長です。あの、どせばいい。」という感じで、「まあいい、去年のやつそのまま書いてやるが。」ってするところもなきにしもあらずだと思います。3年後の計画ってすることをしゃべっていながら、2年後にできたりするときもあるだろうし、そのときの町会長さんは、役所大したもんだじゃ、おら3年後だと思つて覚悟してだっきゃ、2年後にやってくれだじゃって感謝する町会長さんは、あまりお見えに。やつて当たり前だねというようなことも聞こえてますけども、やつて当たり前だつてすほど一生懸命やつてねど思うんだけども。

これから、そういうような町会要望でもし来られましたら、できないものはちゃんと理由をつけて、何年後にできるかも分がねけども、ちょっと調査してみねば分がねとかって、やつぱりある程度はつきりと、その町会長が判断して分かつたつてするぐらいで、そうして説明していただければ助かるかと思つています。

いずれにしても、大型事業はある程度めどがつきそうな感じですので、もしめどがついて、それは全部市民のためでございます。大型事業も、学校の事業も、役所の建設も、道の駅もみんな市民のためでございますけども、小さな願いも聞いてくださればいいなと思つています。ただめあての大きいものだけドーンと、あれやつたこれやつたじゃなくて、本当の小さなことでもやつていただければ、我が平川市もつと好きになれるかな。そう思つて私の一般質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 14番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日16日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後 1 時40分 散会

